

がんばる外国人材 応援企業補助金

- 外国人材に選ばれ、定着してもらえる企業となるためには、外国人材がキャリアアップしながら活躍できる仕組みを作ることが重要です。
- 宮城県では、雇用する外国人材の日本語学習や技能習得等のための支援を行う県内企業を補助することで、外国人材が長期的に活躍できるよう県内企業の体制整備を支援します。



補助対象者

宮城県内に事務所又は事業所を有する法人 ※その他諸条件あり(裏面参照)

補助額

【上限額】1社あたり **10** 万円 【補助率】対象経費の **1/2** 以内

補助対象

自社が雇用する外国人材に対して企業が行う下記取組に要する経費

- 外国人材の日本語学習・試験受験
- 外国人材の技能習得・試験受験

対象経費の例

教材購入費用 / 外部講師への謝金・交通費 /
研修受講時や試験受験時の交通費 / 受講料・受検料 / 会場使用料

※対象となる外国人材の在留資格：技能実習 / 特定技能 / 特定活動(技能実習又は特定技能への移行予定の者に限る)

申込期間

インドネシア人材みやぎジョブフェア2025 参加企業

令和 **7** 年 **8** 月 **20** 日 **水**

令和 **7** 年 **12** 月 **19** 日 **金**

上記以外の企業

令和 **7** 年 **9** 月 **22** 日 **月**

令和 **7** 年 **12** 月 **19** 日 **金**

※必要書類を不備なく提出した申請者から先着順に県が審査を行い、交付対象者を決定します。

※上記期間内であっても、予算が上限に達しましたら受付を終了します。

▼詳細はこちら



補助対象者(詳細)

以下のすべてを満たす者が対象となります。

- 宮城県内に事務所又は事業所を有する法人
- 交付申請時点において、現に外国人材を雇用している者又は実績報告時までに外国人材の雇用を開始する計画がある者であって、実績報告時まで当該外国人材の雇用を継続する計画があり、補助事業を実施することができる者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者に該当しない者
- 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者
- 県税に未納がない者
- 国や県等が所管する補助金であって、対象事業や対象経費が当該補助事業と重複する補助金の交付を受けていない者

補助対象事業

補助事業者において雇用する外国人材が現在の職場で長期的に活躍する人材となるために補助事業者が実施する以下の取組が対象となります。

- 外国人材の日本語学習及び日本語能力を測定するための試験の受験に対する支援
- 外国人材の技能習得及び技能水準を測定するための試験の受験に対する支援
- その他、業務上必要となる資格取得に対する支援

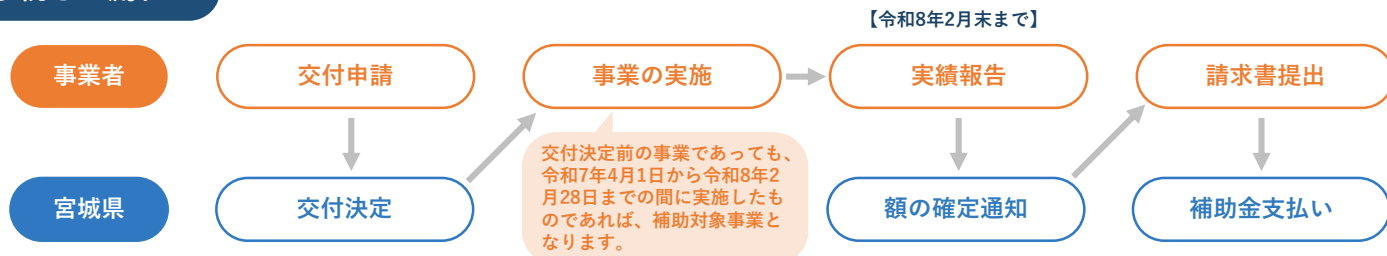
※令和7年4月1日～令和8年2月28日の間に実施した事業が対象となります

補助対象経費

補助対象事業の実施に伴う以下の経費が対象となります。

- 需用費（教材購入に要する費用）
- 報償費（外部講師への謝金）
- 旅費（研修の受講及び試験の受験に要する交通費並びに外部講師に対する交通費）
- 役務費（研修の受講料及び試験の受験料）
- 使用料及び賃借料（会場利用に要する費用）

手続きの流れ



必要書類

- がんばる外国人材キャリアアップ応援企業補助金交付申請書（様式第1号）
- 収支予算書（様式第1号 別紙1）
- 誓約書（様式第1号 別紙2）
- キャリアアップ計画書兼実績報告書（様式第1号 別紙3）
- 補助対象経費の積算の根拠となる資料（見積書又は請求書の写し）
- 県税納税証明書（発行から3か月以内のもの）
- 補助事業の対象となる外国人材の在留資格を証明する書類（在留資格認定証明書又は在留カードの写し）
- 補助事業の対象となる外国人材を雇用していること又は雇用を予定していることを証明する書類（雇用契約書の写し又は採用通知書の写し）

申請方法

みやぎ電子申請サービス(下記URL)から必要事項の入力し、必要書類をアップロードしてください。

※原本の提出が必要な書類(納税証明書)は、郵送で提出してください。

【URL】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kokusaisei/hojokin.html>

